四日市市告示第 408 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を決定する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成29年 7月 18日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域決定)

				· ·	
整番	理 号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
	1	茂福65号線	茂福町1652-1 茂福町1652-6	6.0~9.5	43. 5
4	2	城山18号線	城山町2892-1 城山町2892-7	6.0~13.2	48. 3
	3	羽津73号線	大字羽津字斑鳩戊681-9 大字羽津字斑鳩戊681-6	6.0~15.4	40. 1
2	4	赤堀29号線	赤堀二丁目2063-10 赤堀二丁目2074-2	6.0~13.0	144. 0
Į	5	赤堀30号線	赤堀二丁目2063-29 赤堀二丁目2063-30	6.0~13.0	122. 7
(3	ときわ64号線	ときわ三丁目1186-5 ときわ三丁目1186-7	5.0~8.5	25. 9
,	7	ときわ65号線	ときわ四丁目1420-6 ときわ四丁目1420-1	6.0~11.6	49. 3
{	3	ときわ66号線	ときわ四丁目1444-1 ときわ四丁目1444-5	5.0~8.5	31. 4
Ç	9	日永65号線	日永五丁目3334-5 日永五丁目3334-8	5.0~7.8	34. 9
1	0	東日野95号線	東日野町字天王森227-2 東日野町字天王森227-6	6.1~8.9	60. 5